

○山北町公共工事低入札価格取扱要領運用基準

令和6年7月11日

告示第59号

(趣旨)

第1条 この運用基準は、山北町公共工事低入札価格取扱要領の適正かつ円滑な運用を目的とし、その必要な事項について定めるものとする。

(入札の執行)

第2条 町長は、調査が必要と判断したときは、入札参加者に対して「保留」と宣言し、結果について報告する旨を告げて入札を終了する。

(町長の判断)

第3条 基準価格を下回る価格で入札が行われ、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かは、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、町長の判断によるものとし、調査が必要とする入札者についても町長の判断によるものとする。

(調査の実施)

第4条 町長は、基準価格を下回る入札者のうち、前条の調査が必要とする入札者に対し、次の事項により事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) 低価格にできる理由、必要に応じ入札価格の内訳を徴する
- (2) 契約対象工事付近の手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 手持資材の状況
- (5) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (6) 労務者の具体的供給見通し
- (7) その他必要な事項

2 調査を指示された職員は、別記様式に基づき直ちに必要な調査を行い、調査の結果について速やかに町長に報告するものとする。

(調査結果の対応)

第5条 町長は、調査の結果により落札者の決定をしたときは、遅滞なく入札者全員に対して報告するものとする。

附 則

この基準は、告示の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

低入札価格調査様式

工事名：

事業者名：

項目	内容
1 その価格により入札した理由	
2 契約対象工事附近における手持工事の状況	
3 契約対象工事に関連する手持工事の状況	
4 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）	
5 手持資材の状況	
6 資材購入先及び購入先と入札者との関係	
7 手持機械数の状況	
8 労務者の具体的供給見通し	
9 過去に施工した公共工事名及び発注者	
10 経営内容	
11 1から10までの事情聴取した結果についての調査検討	

1 2 9の公共工事の成績の状況	
1 3 経営状況	
1 4 信用状態	(1) 建設業違反の有無 (2) 賃金不払いの状況 (3) 下請け代金の支払遅延状況 (4) その他
1 5 その他の必要な事項	

係)